

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年 9月 1日 至 令和7年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 京ヶ瀬診療所

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 新潟県阿賀野市曾郷1011番地1

(3) 設立認可年月日 平成4年 7月13日

(4) 設立登記年月日 平成4年 8月 6日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所
診療所	京ヶ瀬診療所	新潟県阿賀野市曾郷1011番地1

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和6年10月22日 令和5年度決算の決定

令和7年 8月25日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定



法人名 医療法人社団 京ヶ瀬診療所
所在地 新潟県阿賀野市曾郷1011番地1

※医療法人整理番号 336

貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	147,765	I 流動負債	7,092
II 固定資産	368,657	II 固定負債	0
1 有形固定資産	154,653	負債合計	7,092
2 無形固定資産	2,913	純資産の部	
3 その他の資産	211,091	科目	金額
		I 出資金	2,000
		II 積立金	507,330
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	509,330
資産合計	516,423	負債・純資産合計	516,423

法人名 医療法人社団 京ヶ瀬診療所
所在地 新潟県阿賀野市曾郷1011番地1

※医療法人整理番号 336

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	132,092
2 事業費用	137,000
本来業務事業損失	4,907
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	4,907
II 事業外収益	10,483
III 事業外費用	0
経常利益	5,575
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,575
法人税等	1,230
当期純利益	4,345

法人名 医療法人社団 京ヶ瀬診療所
所在地 新潟県阿賀野市曾郷1011番地1

※医療法人整理番号 336

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	516,423 千円
2. 負 債 額	7,092 千円
3. 純 資 産 額	509,330 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	147,765
B 固 定 資 産	368,657
C 資 産 合 計 (A + B)	516,423
D 負 債 合 計	7,092
E 純 資 産 (C - D)	509,330

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 京ヶ瀬診療所

所在地 新潟県阿賀野市曽郷1011番地1

※医療法人整理番号

3

3

6

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 京ヶ瀬診療所

理事長 島田 克己 殿

私は、医療法人社団 京ヶ瀬診療所の第34期（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月22日

医療法人社団 京ヶ瀬診療所

監事 島田 晶子